

(別紙1-3)

## 販売店概要書

(1) 販売店に関する事項  
(審査対象事項)

整理番号  
(記入不要)

1. 販売店の名称・所在地等				
名 称	カブシキカイシャ アイクリック		代表者氏名	ミウラ ユウイチ
	株式会社 i click			三浦 優一
所 在 地	〒541-0054		電話番号	06-6120-4100
	大阪市中央区南本町 3 丁目2番1号 鈴木康ビル 2F		F A X 番号	06-6120-4101
連 絡 担 当 者	所属	環境事業部	電話番号	06-6120-4100
	氏名	コウノ ケイスケ	E-Mail	
河野 敬輔				
2. 自主行動基準又は自主的な行動基準の届出				
<input type="checkbox"/> 自主行動基準 <input checked="" type="checkbox"/> 自主的な行動基準				
公開URL				
3. 維持保全に係る窓口				
所 在 地	〒541-0054		電話番号	06-6120-4100
	大阪市中央区南本町 3 丁目2番1号 鈴木康ビル 2F		F A X 番号	06-6120-4101
連 絡 担 当 者	所属	環境事業部	電話番号	06-6120-4100
	氏名	コウノ ケイスケ	E-Mail	
河野 敬輔				



(2) 販売店に関する事項 (参考内容)

1. 府民向け問い合わせ先 株式会社 i click					
電話	06-6120-4100	ホームページ	<a href="http://www.i-click2007.jp/company/">http://www.i-click2007.jp/company/</a>		
2. 業種 (次の中から一つ選択して下さい。)					
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電 (蓄電池) システム施工・販売店					
<input type="checkbox"/> リフォーム専門店					
<input type="checkbox"/> 大工・工務店					
<input type="checkbox"/> 電気店					
<input type="checkbox"/> ハウスメーカー					
<input type="checkbox"/> その他 ( )					
3. 資本金等					
資本金	2,000 万円	売上高 (直近)	13 億5,691 万円	従業員数	80 人
4. 取り扱い太陽光発電 (蓄電池) システム登録製造者名					
登録番号	太陽光発電システム登録製造者名				
製 2012-3	三菱電機株式会社				
製 2013-3	パナソニック株式会社 エコソリューションズ社				
製 2014-1	シャープ株式会社				
製 2015-8	長州産業株式会社				
登録番号	蓄電池システム登録製造者名				
製 2014-1	シャープ株式会社				



6. 販売店 独自の事業

(一部の施工店とのみ共同して行なうものを除く)

事業名	事業概要

7. 相談・クレーム処理体制

相談・クレーム等あったときの対応方法を具体的に記入ください。

相談・クレームを頂きましたら、環境事業部にて受付・確認し、施工店と連携して迅速に対応致します。

(3) 太陽光発電（蓄電池）システム登録施工店に関する事項（参考内容）

太陽光発電（蓄電池）システム登録施工店毎に作成してください

1. 太陽光発電（蓄電池）システム登録施工店			
登録番号	施 2015-7	名称	株式会社ソレールサービス
2. 過去3年間の販売実績		1 1 1 件	
3. 太陽光パネル設置事業を実施できるエリア (ブロック内の全市町村実施可能：○、ブロック内で一部実施可能な市町村あり：△ (右欄に実施可能な市町村名を記入)、ブロック内の全市町村実施不可能：－)			
大阪市内	○		
豊能（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）	○		
三島（吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町）	○		
北河内（守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市）	○		
中河内（八尾市、柏原市、東大阪市）	○		
南河内（富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）	○		
泉北（堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）	○		
泉南（岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）	○		
4. 販売店が請求する費用の目安 * 次の条件において、代表的な費用（リフォームに関する費用を除く）をご記入ください。 ・築10年程度の2階建て木造住宅（在来工法）の屋根に定格出力3.5kWの太陽電池モジュールを載せる。 ・建築基準法第7条第5項の規定による検査済証及びの当事の図面があり、その後、改修工事を行っていない。 ・構造耐力は、建築基準法施行令第3章（構造強度）第1節から第4節までに規定されている仕様である。 ・太陽電池モジュールを屋根に載せても、建築基準法施行令第43条第1項の表及び第46条第4項の表2の区分が変わらない。 ・容易に外壁に穴を明けることができる。 ・足場を容易に架けることができる。			
			1 4 0 万円

5. 上記条件の住宅が複数戸あった場合の割引率

概ね、何戸集まれば、どの程度割引があるか、ご記入ください。また、その他条件等がございましたら、ご自由にご記入ください。

戸数	戸	割引率	%
----	---	-----	---

条件等：

6. 販売店 独自の事業

(当該太陽光発電(蓄電池)システム登録施工店とのみ共同して行なうものに限る)

事業名	事業概要

--